

## 令和5年度事業計画書

### 第1 基本方針

人口構造、デジタル社会、With コロナの変化に即応し、本事業の効果を地域社会において十分に発揮するため、次の個別計画及び各組織が定める事業計画書により事業を実施して参ります。

### 第2 事業計画

#### 1 自主運営の確立

会員の知恵と技能の知見を結集し、アイデアを出し合って計画を定め、実行して事業の成果を出していきます。

#### 2 会員の拡大

「第2次会員100万人達成計画」の当センター目標数値達成のため、全会員が広告塔となって口コミにより事業を宣伝し、会員拡大に努めます。

#### 3 安全・適正就業の推進

就業グループリーダーは指導力、統率力を発揮してグループをまとめ、会員は構成員としてリーダーに協力し、安全・適正就業の推進に努めます。

#### 4 事業の必要性と入会の魅力の発信

「事業の町ぐるみ展開」を目指し、広報を工夫して地域に発信し、市民の皆様の事業への理解と元気な高齢者の事業参加へとつなげていきます。

#### 5 ボランティア活動の推進

地域社会で活動するセンターの責務として、各種ボランティア活動に対し、会員は積極的に参加します。

#### 6 地域班活動への参加

シルバー人材センター事業の基本となる地域班の活動に対して、会員は自ら進んで参加します。

#### 7 人生100年時代への対応

健康寿命の延伸に伴い、80歳以上の会員の就業や活動について企画を募り、事業に取り入れていきます。

#### 8 地域社会や行政との連携

地域に密着した事業展開を図るため、各種関係団体や行政との連携を密にし、事業を進めていきます。

#### 9 就業機会の拡大

会員拡大を図り、新規事業や就業先を開拓し、就業機会の拡大に取り組んでいきます。

#### 10 地域課題解決事業の推進

安心して暮らせる街づくりのため、継続して地域課題解決事業への取り組みを進めます。

#### 11 デジタル環境利用の推進

国が業務運営の効率化、事務コストの削減のために行うシルバー人材センターのデジタル環境利用について、会員のデジタル機器端末機能の理解や操作方法の習得に対して必要なサポートを行っていきます。

#### 12 インボイス制度への対応

会員及び組織において、適正な対応を行い、事業運営の安定化を図っていきます。

令和5年度総務部会事業計画書

1 目 的

会員による自主運営を基調として就業機会の確保を図り、センター事業を推進するため、次の個別計画を定めて取り組んでいきます。

2 個別計画

| 名 称        | 項 目                      | 備 考  |
|------------|--------------------------|--|
| 1. 組織の充実化  | (1) 総会の充実                | ・連帯感の高揚（総会を通じて、全会員が協力して事業計画達成のために努力する体制づくりを進める。）   |
|            | (2) 地域班の活性化              | ・地域班会議の促進（会員による自主運営の促進、情報及び目的の共有及び伝達、連帯感の高揚）<br>・地域役員相互交流の実施（情報及び目的の共有、意見交換、活動内容の参考）<br>・理事の班会議出席促進（情報及び目的の共有及び伝達、理事会への意見反映）             |
|            | (3) 就業グループの充実、強化         | ・就業グループ内会議等の促進（会員による自主運営の促進、情報及び目的の共有及び伝達、連帯感の高揚）<br>・理事の就業グループ内会議出席促進（情報及び目的の共有及び伝達、意見交換、理事会への意見反映）                                     |
|            | (4) 会員交流の機会提供            | ・経験交流大会及び女性会員の意見交換会、講習会の開催   |
| 2. 会員の入会促進 | (1) 会員募集                 | ・会員の増強（地域要望に応えながら、高齢者の健康づくりと生きがい対策の推進を図るための方策を講ずる。）<br>・募集活動（会報、チラシ、市広報、ホームページ、就業情報等を活用して会員募集を行う。）<br>・ワンストップサービス（※1）の推進、余暇活動の推進による会員の募集 |
|            | (2) 入会説明会                | ・毎月第2、第4木曜日に入会説明会を開催<br>・理事、地域役員の入会説明会、申込日出席（会員組織による運営の啓発とセンター事業の目的と内容の共有を図る。）   |
|            | (3) 「第2次会員100万人達成計画」取組計画 | ・「第2次会員100万人達成計画」取組計画により実施   |
| 3. 事業普及啓発  | (1) 事業所訪問                | ・10月の普及啓発促進月間に理事と協力して事業所訪問を実施し、事業の普及啓発を図って仕事の確保に努める。   |
|            | (2) シルバーフェア開催            | ・市民の方への生産物の販売、展示、製作体験等を通じ、事業の普及を図る。  |
| 4. 調査研究    | (1) 情報開示                 | ・各種情報の開示（意見聴取、事業理解のため、各種情報を事業所閲覧及びホームページにおいて開示する。）   |
|            | (2) 調査の実施                | ・就業に対する意識変化、就業実態、事業評価などのうち必要な調査を実施し、その結果をホームページで開示する。  |
| 5. 相談、情報提供 | (1) 各種相談の実施              | ・高齢者のワンストップサービスセンターとして機能するため、各種情報を収集し、雇用、就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談に対応する。  |
| 6. 社会参加活動  | (1) ボランティア               | ・各組織における活動の推進（社会参加及び地域での役割の補完を推進する。）   |
| 7. 研修      | (1) 役員研修                 | ・役員による研修または内部研修を実施し、事業運営の充実、強化を図る。   |
|            | (2) 会員研修                 | ・意義、仕組み、理念の意識啓発、各部会活動の向上を図るため、内部研修を実施する。   |
|            | (3) スマホ活用講習会             | ・会員のデジタルリテラシー（※2）の向上を図り、センター事業に役立てることを目的として講習会を実施する。   |

（※1）ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。シルバー人材センターでは、雇用就業機会の提供から、ボランティア活動の推進、生活上の様々な問題についての相談や、情報提供など、総合的な支援を行います。

（※2）PCやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち利用する能力のこと。

令和5年度就業部会事業計画書

1 目 的

会員による自主運営を基調として、高齢者の就業機会の確保、開拓を図り、センター事業を推進するため、次の個別計画を定めて取り組んでいきます。

2 個別計画

| 名 称               | 項 目                         | 内 容   |
|-------------------|-----------------------------|---|
| 1. 独自事業           | (1) 手工芸品製造販売                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業（ミニ門松、手芸品、機織り）の充実（参加会員の拡大を図り充実化に努める）農産物栽培販売（ヤーコン、かぼちゃ）</li> <li>・新規事業の企画（会員の就業機会の拡大に繋げる）</li> <li>・販路の拡大（事業の充実化を図る）シルバーフェア展示・販売</li> </ul>                        |
|                   | (2) カルチャー教室、<br>一般市民対象技能講習会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の充実（ワンストップサービスの推進）（※1）</li> <li>・一般市民への周知、参加募集（長年培った技能、知識、経験の伝承、会員の就業機会の確保）</li> <li>・実施予定：（教室）民謡、機織り、陶芸、手芸 →市民文化祭への出展（講習会）陶芸</li> </ul>                            |
|                   | (3) ふれあい工房事業                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい工房1日体験デーの開催（市内の小中学生に無償で体験して頂き、伝統文化の継承や高齢者と子供たちとの異世代交流に努める。）年2回開催 夏、冬成人の日</li> <li>種目：木工、手芸、障子張り、民謡、生け花、竹細工、陶芸、機織り</li> <li>・ふれあい工房の活用の検討（各種事業の拡充に繋げる。）</li> </ul> |
|                   | (4) 地域支え合い介護                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の意義、目的を周知する方策を講じ就業機会の確保に努める。</li> </ul>   |
|                   | (5) グリーンリサイクル事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を更に推進するため、事業体制を再構築する。</li> </ul>  |
|                   | (6) 子育て支援事業<br>「おおきくなあれ」    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者、参加会員の獲得</li> <li>・利用登録者応募のための各種活動の展開 事業普及活動</li> <li>・わんわん広場等のイベント実施</li> </ul>  |
| 2. 技能講習会          | (1) 技能講習会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を対象に、就業に必要とする技能講習を行い、現役世代に得られなかった技能を身に付け、就業を促進して地域からの需要に応える。また、併せて技能職種の後継者育成を図る。</li> <li>・実施予定種目：草刈機取扱い、植木剪定(春・秋)、障子張り、清掃技術、塩蔵わかめ加工</li> </ul>                    |
|                   | (2) 介護職員初任者研修事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性的に介護従事者が不足している状況にあることから、介護に従事しようとする方を対象とした基礎的な養成研修を実施し、従事者を育成する。</li> </ul>   |
|                   | (3) 地域課題解決事業講習会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に必要とする内容の習得を行い、従事者を育成する。</li> <li>・実施予定種目：ワンコインサービス講習会、空き家管理講習会</li> </ul>  |
| 3. 就業分野の開拓・<br>拡大 | (1) 普及啓発促進月間                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年10月に展開する全国一斉事業普及啓発促進月間に合わせ、事業を広く、正しく伝えて、就業分野の開拓・拡大を図るため、リーフレット配付、1人1件セールスマン活動を展開し、趣旨、目的は広告やホームページにて周知する。</li> </ul>   |
|                   | (2) 街頭宣伝                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大勢の市民が集まる機会または場所にて、街頭宣伝を行う。</li> </ul>  |
|                   | (3) 未就業者解消                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就業、低就業、高齢者の就業を促進するため、各種方策を樹立し実施する。</li> </ul>  |
| 4. 組織の連携          | (1) 会議出席                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域班会議、就業グループ会議への出席（情報及び目的の共有及び伝達、意見交換、意見反映）</li> </ul>  |

(※1)ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。シルバー人材センターでは、雇用就業機会の提供から、ボランティア活動の推進、生活上の様々な問題についての相談や、情報提供など、総合的な支援を行います。

令和5年度広報部会計画書

1 目的

会員による自主運営を基調として事業の普及啓発を図り、センター事業を推進するため、次の個別計画を定めて取り組んでいきます。

2 個別計画

| 事業名          | 項目                   | 備考   |
|--------------|----------------------|--|
| 1. 広報誌等発行    | (1) 広報誌<br>「はなみずき」発行 | ・地域において事業の拡大を図るため、市民の皆様に親しまれ、好感をもっていただけるよう広報誌を作成し、年4回全世帯に配付する。 |
|              | (2) チラシ等発行           | ・必要に応じ、事業を紹介するチラシ等を作成し、各種方法により配布する。                            |
| 2. ホームページの充実 | (1) 更新作業             | ・広く事業を活用していただくため、随時最新の情報に更新しながら、当センターの内容を知っていただく。              |
|              | (2) 内容検討             | ・必要に応じ、ホームページを構成する内容の検討、変更を行う。                                 |
| 3. マスメディア活用  | (1) 地元新聞             | ・センターが行う各種行事について、情報提供と取材を依頼する。                                 |
|              | (2) 行政機関広報           | ・一般市民、地域高齢者を対象とするセンターの事業について、行政機関広報に掲載を依頼して周知する。               |
| 4. 講習会等の実施   | (1) 講習会開催            | ・必要に応じて広報誌作成に関する各種講習会(SNS、写真撮影など)を開催する。                        |
|              | (2) スキルアップ講座         | ・広報誌を読みやすく伝わりやすくレベルアップさせるため、部会会議に併せてスキルアップ講座を開催する。             |

令和5年度安全・適正就業推進計画書

| 項目             | 内容等              | 実施計画  | 実施時期等   |
|----------------|------------------|---|---|
| 管理体制           | 担当理事の配置          | 令和4年度改選期(実施済み)  | 5月  |
|                | 委員会の設置           | 令和4年度改選期(実施済み)  | 5月  |
|                | 安全・適正就業推進員の配置    | 事務局職員を配置  | 4月  |
|                | 地区安全・適正就業対策推進員配置 | 令和4年度改選期(実施済み)  | 5月  |
|                | 就業グループリーダー配置     | 各要領に基づき配置   | 4月  |
|                | 委員会開催            | 年4回(対策員との合同会議を含む。)  | 6月9日(金)・9月28日(木)・2月9日(金)  |
|                | 原因者の事故報告徹底       | 事故報告書用紙配付と周知徹底  | 各種講習会、研修会、会議等での周知   |
|                | 緊急時対応の徹底         | 緊急時マニュアル配付と周知徹底   | 各種講習会、研修会、会議等での周知   |
|                | 会員の状況把握          | (会員状況調査5年毎実施、令和3年度実施済)  | 概ね5年毎に実施(特別な理由がある場合にはその都度実施)  |
|                | 就業現場安全担当者の配置     | 就業現場1か所につき1人以上配置  |   |
| 教育             | 講習会              | 安全就業講習会の開催(年6回)<br>交通安全講習会の開催<br>技能講習会時における安全教育の実施<br>入会説明会における教育の実施<br>安全指導員会議等  | 7月14日(金)・9月8日(金)・10月26日(木)・12月14日(木)・2月15日(木)・3月14日(木)<br>10月13日(金)<br>草刈・チェーンソー取扱、植木剪定、芝生管理等講習会開催時<br>毎月<br>全国シルバー人材センター事業協会等が行う会議に参加                        |
|                | 就業グループ研修会        | リーダー研修会の開催  | 2月20日(火)  |
|                | 地域班・職域班研修会       | 地域班・職域班研修会の開催   | 地域班・職域班会議開催時  |
| 意識の普及啓発        | 安全・適正就業強化月間の取組   | 目標の設定(基準の順守・意識の高揚等)<br>標語コンクールの実施<br>安全・適正就業推進大会の開催(各種資料配付)<br>垂れ幕等の掲出・ポスターの掲示<br>就業グループ自主点検の実施<br>センター所有機械器具点検の実施<br>ヒヤリ・ハット収集<br>重点パトロールの実施<br>安全高揚の日設定 | 安全・適正就業推進大会時(前年度事故を分析して目標を設定)<br>締切6月21日(水)・審査6月26日(月)・表彰7月14日(金)<br>7月14日(金)<br>7月1日～7月31日<br>7月中<br>7月中<br>7月中<br>7月19日(水)<br>7月1日(就業グループ自主点検等意識高揚のための取組実施) |
|                | 冊子・チラシ等による啓発     | 冊子等の配付  | 入会時・講習会開催時・緊急時  |
|                | 名札の着用            | 名札(安全就業ワッペン)の配付、着用  | 就業時、講習会時  |
|                | 必携ハンドブックの復読      | 必携ハンドブックの配付、携帯、復読   | 作業前(5つの格言・10の原則を復読)   |
|                | 安全就業講習会受講の義務化    | 就業の要件化  | (安全就業講習会受講を就業の要件に規定)  |
| 事故防止・適正就業確保の措置 | 安全就業・適正就業基準順守    | 基準の配付   | 定時総会時・入会時   |
|                | 巡回指導             | 現場パトロールの実施  | 6月14日(水)・7月12日(水)・8月16日(水)・9月13日(水) 委員会・推進員随時   |
|                | 事故の検証と防止策の樹立     | 委員会等の開催   | 随時  |
|                | 長期就業の是正          | 継続就業は1年度間とすることの徹底   | 4月1日～   |
|                | 事故の再発防止策樹立       | 就業グループによる事故検証、対策報告  | 事故原因者が所属する就業グループによる取組み  |
|                | セーフティコーン等配付      | 就業グループへのセーフティコーン等配付   | 随時  |
| 健康管理           | 講習会開催            | 健康講話等   | 健康講話1月12日(金)  |
|                | 健康相談             | 健康相談の実施   | 講習会開催時(血圧測定を実施し健康相談会を開催)  |
|                | 健康診断受診結果の報告      | 受講カードへの受診日記載  | 講習会時確認(健康状態の聞き取り・未健診者への指導)  |

令和5年度訪問介護事業計画書

1 目 的

少子・高齢化が進展する中、介護保険法に則って適格に地域からの需要に応じて行くため、次の事業計画を定めて遂行して参ります。

2 個別計画

| 項 目                 | 内 容  |
|---------------------|--|
| 1. 事業理念の順守          | センターの事業理念「自主・自立・協働・共助」と「シルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章」を順守して、会員の義務を果たして行きます。  |
| 2. 受注体制の強化          | 登録ヘルパー制による事業所であることから、相互扶助の精神によってヘルパー間の連帯を深め、受注体制を確実なものにしていきます。   |
| 3. チームケアの徹底         | 利用者ごとの担当訪問介護員によるカンファレンスを定期的で開催し、情報を共有して意思疎通を図りながら、訪問介護計画書に掲げる目標達成のための課題解決に努めます。  |
| 4. 適正就業の確保          | あらゆる事態に臨機応変に柔軟な対応がとれるよう、訪問介護員の就業先をシフトしながらローテーション化を推進し、仕事の標準化を図って行きます。  |
| 5. 相談窓口の開設          | 訪問介護員が心身ともに健全で働くことと適正なサービス確保のために、常時相談窓口を開設するほか、定期的に相談会を開催して問題等の解決を図って行きます。   |
| 6. マニュアル活用と改訂       | 訪問介護員は、事業に必要な各種マニュアルや参考図書を復読し、業務に必要な基本的事項の復習に努めます。また、平成30年から令和元年にマニュアル改訂を実施しましたが、介護保険法改訂や統計等の変更に合わせて必要な都度マニュアルの改訂を行います。  |
| 7. 定例会の開催           | 毎月定例会を開催し、業務に必要な連絡事項の周知徹底を図り、併せて情報交換、情報の共有化に努めます。  |
| 8. 従業者の研修等の実施       | 適正なサービス提供を確保し、従業者の資質の向上を図るため、定例研修、年次の研修、登録時研修を実施します。<br><u>定例研修内容</u> ①サービス提供記録簿及び就業報告書の書き方 ②仕事の自己点検・事業改善のための調査 ③介護保険に該当しないサービス ④ホームヘルプサービス不祥事防止7か条・金銭管理 ⑤ヘルパー精神（職業倫理） ⑥職業倫理及び法令順守 ⑦接遇 ⑧共感的理解と基本的態度の意義・必要性 ⑨プライバシー保護・個人情報の保護 ⑩認知症ケア ⑪感染症及び食中毒の防止及びまん延防止 ⑫事故防止及び事故対応 ⑬緊急時の対応 ⑭災害時の対応など <u>年次研修内容</u> ①家事援助 ②身体介助 <u>登録時研修内容</u> ①事業に係る諸規定 ②定例研修に掲げる事項 |
| 9. 健康診断の実施          | 従業者の健康管理のため、健康診断を実施します。  |
| 10. 先進地視察等の実施       | 健全な事業運営の推進と役職員の資質向上を図るため、先進地視察等を実施します。   |
| 11. 関係機関との連携        | 岩手県、陸前高田市をはじめとする指導機関や事業関連団体との連携を密にし、適正な事業運営に努めます。  |
| 12. 適正な事務の確保        | 適正な事務の確保のために、重点的にサービス提供記録簿の様式を見直し、確実性の向上に努めます。   |
| 13. 総合事業訪問型サービスBの推進 | 要支援者等の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるようワンコインサービスの提供を推進します。   |

## 令和5年度子育て支援事業「おおきくなあれ」事業計画書

### 1 実施事業名

子育て支援事業「おおきくなあれ」

### 2 基本計画

陸前高田市震災復興計画に呼応し、次の計画を定めて実施して参ります。

- (1) 市の基本保育だけでは賄えない部分を確認させて頂きながら、その部分の子育て支援を補完します。
- (2) 市の有資格者を派遣して頂いて事業に必要な講習会を開催します。
- (3) 市から情報を頂き、協議の上で他の関係機関で賄えない部分の保護者、子供のストレス緩和の手立てを講じて行きます。
- (4) 事業実施状況を必要の都度市に報告し、有効な事業とするため意見やアドバイスを頂きながら分析、検討、改善を図って行きます。また、急な対応を要すると判断される場合や当センターで対応できないケースがある場合には、直ちに市に通告します。
- (5) 市に寄せられる間接的な子育て支援に対して、シルバー人材センターの特性を活かして対応します。
- (6) 当センターで市内にいる子育てに関する潜在的な人材を確保して、市の子育て支援事業に係る別事業にも活用して頂く体制づくりを進めます。
- (7) 本事業の実施により、これまで以上に市との連携・協力を深め、協働のまちづくりに参画して、復興に貢献します。

### 3 個別計画

- (1) 市区町村担当課との報告、打ち合わせ・・・随時
- (2) 従事会員等との打ち合わせ・・・年4回
- (3) 高齢者対象の講習会・従事会員等の研修会
  - ・講習会（厚生労働省が示す「ファミリー・サポート・センター事業における講習」相当のカリキュラム）・・・年1回
  - ・定例研修会・・・年2回
  - ・先進地視察研修会・・・必要の都度
- (4) 広報活動（利用者、地域住民、会員等）
  - ・利用者、地域住民に対しては、市の広報、当センターホームページ、地元新聞、チラシなどにより広報します。
  - ・会員に対し、内報により周知し、センター事業の様々な機会にチラシを配付して説明し、全会員で広報活動を行います。
- (5) ボランティア活動
  - 各種団体が主催するイベントにおいて必要な場合、託児ボランティアを行います。
- (6) 子育て支援
  - 子育て支援として、施設保育では賄えない日や時間の対応、保護者が冠婚葬祭や各種行事に出向くときの対応、急遽保育が必要になった時の対応、保護者が病気の時の対応、登降園の負担軽減、病後児などに対応して参ります。
- (7) 子育て支援事業への対応
  - 陸前高田市の子育て支援事業に対応し、掃除、買い物、病院付き添い、託児、妊産婦、子育て家庭の生活援助に取り組みます。
- (8) 受注体制の確立
  - 事業の性格上短時間の就業依頼が多いことから、地域ごとに受注体制を確立できるよう会員の確保と組織づくりを進めます。
- (9) 人材の確保
  - 子育て支援事業に必要な専門職をリタイヤした方などの各種人材の確保に取り組みます。
- (10) ニーズ調査
  - 必要に応じアンケート調査等を実施し、保護者のニーズ調査を行います。